

保護者が急病等の際に、学校等への送迎に利用できます！
(多摩市移動支援事業)

1 内容

保護者が急な体調不良や入院が必要な場合など、緊急やむを得ない事情により、一時的に通学・通所・通勤等に付き添えない場合に、ヘルパーによる外出支援を利用することができます。

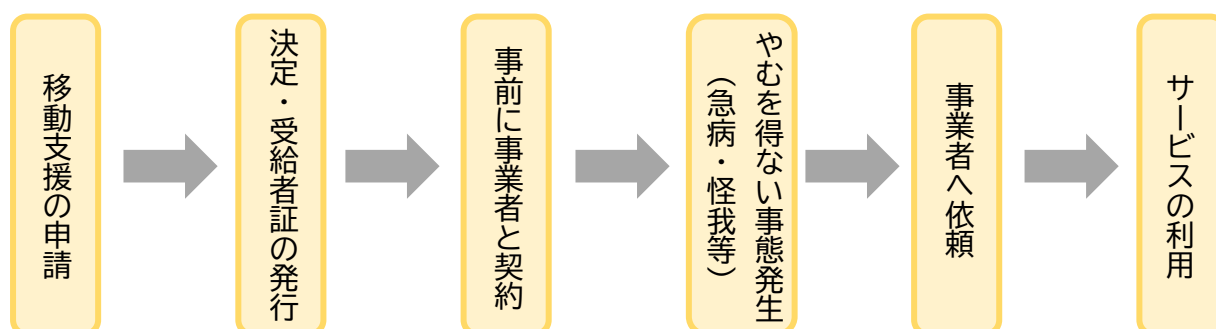
※ 通学等に関する移動支援は、一時的な利用のみ可能です。移動支援の必要な期間が決まっていない場合や、通年かつ長期にわたる場合は、利用できません。また、仕事の都合で迎えにいけない等の理由では利用できません。

2 対象者

多摩市の移動支援事業の対象となる方（次の(1)～(3)に該当する方）

- (1) 愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- (2) 手帳を持っていない場合でも発達障害等が診断書により確認できる方
- (3) 身体障害者手帳1・2級（下肢又は体幹機能障害）の方で、外出に車いすが必要な方

3 手続きについて



4 1か月に利用できる時間数

- ・ 18歳以上（高校生は除く） : 50時間／月以内
- ・ 高校生（年齢に関係なし） : 20時間／月以内
- ・ 中学生・小学生 : 10時間／月以内

5 利用者負担

- ・ 市民税課税世帯
… 対象者の(1)、(2)に該当する方：30分 100円、(3)に該当する方：30分 150円
- ・ 市民税非課税世帯、生活保護世帯
… 無料

※ 利用者負担は、直接事業者にお支払いいただきます。

6 お問合せ先

ご不明な点がございましたら、多摩市障害福祉課までお問合せください。

多摩市役所健康福祉部障害福祉課相談支援担当

TEL 338-6847 Fax 371-1200